

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1 こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	現在、専門チームや担当係の配置などの体制の整備はしていないが、随時、個別のソーシャルワークの中でパーマネンシー保障を念頭に置き、親族等養育や特別養子縁組の検討などを含めた対応を行っている。	支援を充実・拡充させながら、各年度ごとに達成状況を評価し、必要に応じて、体制の整備について検討

■資源の整備・取組方針等

- 支援を必要とする家庭等に対し、スーパーバイズや援助方針会議等を通じて、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを実施する。
 - 措置中児童については、施設等への入所措置期間ができるだけ短期となるよう、スーパーバイザー同席のもと、各係単位で、毎月～3か月ごとに個別ケースの進捗状況や援助方針の見直しを実施する。
 - 各種親子再統合支援事業の活用を推進し、事業に関する研修を実施する。
 - スーパーバイザーを対象とした親子関係再構築支援に関する研修を実施する。
 - 市内各区の資源等も活用しながら家庭維持もしくは家庭復帰ができるよう、各区との連携を強化し、合同研修を実施する。
- 令和11年度末までに、平均措置期間49月をめざし、上述の取組を推進、拡充させる。

■年度ごとの定量的な整備目標

項目なし

■評価のための指標

評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間	54月	53月	52月	51月	50月	49月
2 こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）	上記、「資源の整備・取組方針等」に基づいた支援を充実・拡充させながら、各年度ごとに達成状況を評価し、必要に応じて、体制の整備について検討					

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

②親子関係再構築に向けた取組

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	令和5年度 事業実施件数 5件 ・チャイルドリソースセンター（CRC） ・男親塾 ・個別カウンセリング ・ラップアラウンド ・堺版親支援プログラム	事業実施件数：5件
2 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	現在、専任職員や専門チームの配置などの体制は整備していないが、随時、個別のソーシャルワークの中で検討を行っている。	支援を充実・拡充させながら、各年度ごとに平均措置期間や評価指標を参考に達成状況を評価し、体制の整備について検討
3 親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修等の実施回数、受講者数	令和5年度 研修実施回数 9回 受講者数 延べ124人	研修実施回数：9回 受講者数：延べ130人
4 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	児童心理司のライセンス取得状況 ・CRC DoReMi トレーナー研修 2名 ・CRC FDW養成研修 4名（児童福祉司2名） ・ラップアラウンドケアコーディネーター 2名（児童福祉司1名） ・安心感の輪子育て支援プログラムトレーナー 2名 ・自尊感情回復プログラムトレーナー研修 3名（児童福祉司2名）	親子関係再構築に従事する児童心理司の研修受講 ・堺版親支援プログラムの研修受講 ・CRCDoReMi トレーナー研修 ・その他保護者支援プログラム研修 を数々ずつ受講
5 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	整備済 民間団体への委託（1か所・CRC） 外部講師による個別カウンセリングの契約（3名・男親塾、有識者等）	整備済

■資源の整備・取組方針等

○現在、親子再統合支援事業として5事業を展開している。CRCについては、平成27年度より実施している。令和5年度より、一時保護中親子を対象としたプログラムを導入、令和6年度より、管内乳児院と協働したプログラムを実施するなど、事業の展開を広げている。男親塾については、平成22年度より実施しており、令和7年度より外部団体への委託契約に変更の予定である。従来の父親への支援に加え、DV関係のアセスメントや家族システムを踏まえた支援へ拡充し、再構築支援のさらなる充実を図る。個別カウンセリングについては、令和2年度より実施しており、2名の有識者による保護者向けカウンセリングを行っている。その他、児童相談所職員が中心となって、ラップアラウンドや堺版親支援プログラムなどを活用し、親子関係再構築支援に向けた取組を展開している。

○各種親子再統合支援事業を有効に活用するため、児童福祉司及び児童心理司から各事業等の担当者を指名し、数年ごとに交代させることで、事業の内容や効果を理解した職員を順次増やす。

○スーパーバイズや援助方針会議等を通じて、各種親子再統合支援事業の活用を検討しながら、ケースマネジメントを実施する。

■年度ごとの定量的な整備目標

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	5件	5件	5件	5件	5件
2 親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修等の実施回数、受講者数	実施回数9回 受講者数：延べ130名	実施回数9回 受講者数：延べ130名	実施回数9回 受講者数：延べ130名	実施回数9回 受講者数：延べ130名	実施回数9回 受講者数：延べ130名

■評価のための指標

評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	5件	5件	5件	5件	5件	5件
2 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況	上記、「資源の整備・取組方針等」に基づいた支援を充実・拡充させながら、各年度ごとに平均措置期間や評価指標を参考に達成状況を評価し、体制の整備について検討					
3 親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修等の実施回数、受講者数	実施回数9回 受講者数：延べ130名	実施回数9回 受講者数：延べ130名	実施回数9回 受講者数：延べ130名	実施回数9回 受講者数：延べ130名	実施回数9回 受講者数：延べ130名	実施回数9回 受講者数：延べ130名
4 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数	実施回数：9回 ライセンス数：5	実施回数：9回 ライセンス数：5	実施回数：9回 ライセンス数：5	実施回数：9回 ライセンス数：5	実施回数：9回 ライセンス数：5	実施回数：9回 ライセンス数：5
5 民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数	65件	65件	65件	65件	65件	65件

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	令和5年度 2件 家庭維持や家庭復帰が困難な場合には、実親に対し、リーフレットを用いて、特別養子縁組の提案などを適宜行っている。	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数：2件/年
2 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	令和5年度 0件 当所でマッチングが難しい児童については、家庭養護促進協会を通じて、養親候補者を募っている。	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数：1件/2~3年
3 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等にかかる児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	整備済 同意不同意に関わらず、特別養子適格の確認の審判については、全件児相長申立で対応している。また、不同意ケース等についても、随時、個別のソーシャルワークの中で申立の検討を行っている。	整備済
4 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	整備済 里親支援機関による年26回程度の相談会の他、子ども相談所においても随時相談に対応している。	整備済
5 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	100人（児童福祉司及び児童心理司の合計数）年度当初に、新採・新任職員等に対し、特別養子縁組制度等についての研修や全職員を対象とした研修も実施している。	特別養子縁組等に関する研修を受講した児相職員数：100人

■資源の整備・取組方針等

- スーパーバイズや援助方針会議等を通じて、家庭復帰が困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を意識したケースマネジメントを実施する。
- 毎年、特別養子縁組等の検討対象となる子どもの数を把握するため、所内でアンケート調査を実施する。
- 乳児院から措置変更を検討する段階において、特別養子縁組等の可能性についての検討を徹底する。
- 大阪府・大阪市・民間あっせん機関等と連携し、必要に応じて、特別養子縁組の広域調整について検討する。
- 縁組成立後半年間、援助を継続する。また、その後の各種相談機関等について情報提供を行う。
- 特別養子縁組等に関する相談会等を幅広く展開させる。

■年度ごとの定量的な整備目標

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	2	2	2	2	2
2 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	1			1	
3 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	100人	100人	100人	100人	100人

■評価のための指標

評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	2	2	2	2	2	2
2 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	1	1			1	
3 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等にかかる児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	1		1		1	
4 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	23	25	27	29	31	33
5 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	100人	100人	100人	100人	100人	100人
6 民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	有	有	有	有	有	有

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源		現在の整備・取組状況（令和5年度末）	整備すべき見込量等
1	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率	里親等委託率 ・3歳未満：42% ・3歳以上の就学前：32% ・学童期以降：15%	里親等委託率 ・3歳未満：75% ・3歳以上の就学前：75% ・学童期以降：33%
2	登録率 （代替養育必要数に対する里親等の受託可能数）	登録率：47%	登録率：104%
3	稼働率 （里親等の受託可能数に対する里親等委託児童数）	稼働率：44%	稼働率：42%
4	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	・養育里親：69組 ・専門里親：3組 ・養子縁組里親：25組（養育重複：20組）	・養育里親：140組 ・専門里親：5組 ・養子縁組里親：38組
5	ファミリーホーム数	4か所	ファミリーホーム：各区1か所 計7か所
6	里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	年4回実施	年4回実施

■資源の整備・取組方針等

- 目標達成に必要な登録里親を確保するため、里親登録数を増やす取組を拡充する。
- 里親制度の理解を促す取組に加え、効果的なリクルート手法について調査し、継続的に普及啓発・リクルート活動を展開する。
- 里親委託の検討対象となる子どもの数を把握するため、毎年、子ども相談所内でアンケート調査を実施する。
- 実親が安心して里親委託に同意できるよう、リーフレットを用い、里親担当同席のもと、丁寧な説明を徹底する。
- 未委託里親や一時保護委託のみを受託している里親について、年1回程度、委託の可能性について、調査を実施する。
- 子ども相談所を中心に、里親支援機関や里親支援専門相談員などを活用し、委託後の里親の対応力向上につながる支援を強化する。

■年度ごとの定量的な整備目標

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 ①3歳未満、②3歳以上の就学前、③学童期以降の里親等委託率	①53% ②46% ③21%	①58% ②53% ③24%	①64% ②60% ③27%	①69% ②68% ③30%	①75% ②75% ③33%
2 登録率	61%	72%	83%	94%	104%
3 稼働率	44%	44%	44%	43%	42%
4 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	登録数 ・養育：87組 ・専門：3組 ・養子：30組	登録数 ・養育：100組 ・専門：3組 ・養子：32組	登録数 ・養育：113組 ・専門：4組 ・養子：34組	登録数 ・養育：126組 ・専門：4組 ・養子：36組	登録数 ・養育：140組 ・専門：5組 ・養子：38組
5 ファミリーホーム数	4	4	5	6	7
6 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	4回	4回	4回	4回	4回

■評価のための指標

評価指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	①3歳未満、②3歳以上の就学前、③学童期以降の里親等委託率	①47% ②39% ③18%	①53% ②46% ③21%	①58% ②53% ③24%	①64% ②60% ③27%	①69% ②68% ③30%	①75% ②75% ③33%
2	登録率	50%	61%	72%	83%	94%	104%
3	稼働率	44%	44%	44%	44%	43%	42%
4	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数、新規里親登録(認定)数	登録数 ・養育：74組 ・専門：3組 ・養子：28組 (新規 20組)	登録数 ・養育：87組 ・専門：3組 ・養子：30組 (新規 20組)	登録数 ・養育：100組 ・専門：3組 ・養子：32組 (新規 20組)	登録数 ・養育：113組 ・専門：4組 ・養子：34組 (新規 20組)	登録数 ・養育：126組 ・専門：4組 ・養子：36組 (新規 20組)	登録数 ・養育：140組 ・専門：5組 ・養子：38組 (新規 20組)
	委託里親数、委託子ども数	委託里親数： 50組 委託子ども数： 65人	委託里親数： 58組 委託子ども数： 76人	委託里親数： 66組 委託子ども数： 85人	委託里親数： 74組 委託子ども数： 95人	委託里親数： 80組 委託子ども数： 104人	委託里親数： 88組 委託子ども数： 114人
5	ファミリーホーム (FH)数、委託子ども数	FH数：4か所 委託数：18	FH数：4か所 委託数：18	FH数：4か所 委託数：18	FH数：5か所 委託数：23	FH数：6か所 委託数：28	FH数：7か所 委託数：33
6	里親登録(認定)に対する委託里親の割合(年間に1回でも委託のあった里親数)	44%	45%	46%	47%	48%	50%
7	里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	4回	4回	4回	4回	4回	4回

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1 里親支援センターの設置数	里親支援センター：0か所	里親支援センター：1か所
2 民間フォスタリング機関の設置数	民間フォスタリング機関：0か所 フォスタリング業務の一部（普及促進・リクルート、研修、相互交流支援など）を民間の里親支援機関に委託している。	民間フォスタリング機関：0か所 まずは、里親支援センター1か所の設置をめざす。
3 児童相談所における里親支援体制の整備	係体制 配置人員：児童福祉司4名（うち1名再任用）、児童心理司2名	里親委託児童数に応じて、体制の強化を図る。
4 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	・実施回数：2回 ・受講者：25人	・実施回数：2回 ・受講者：50人

■資源の整備・取組方針等

○全国の里親支援センター設置状況や効果について調査し、里親養育支援の質の向上につながる設置運営主体についての検討を行い、令和11年度までに里親支援センター1か所の設置をめざす。

○里親委託児童数に応じて、子ども相談所における里親支援体制の強化を図る。

○登録里親に対し、必修研修以外の研修を年2回実施し、里親の養育力向上をめざす。

■年度ごとの定量的な整備目標

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 里親支援センターの設置数	設置の検討				
2 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	2回 30名	2回 35名	2回 40名	2回 45名	2回 50名

■ 評価のための指標

評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 里親支援センターの設置数、民間への委託数	設置の検討					
2 民間フォスタリング機関の設置数	0	0	0	0	0	0
3 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	2回 25名	2回 30名	2回 35名	2回 40名	2回 45名	2回 50名

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

令和11年度	0～2歳	3～5歳	6～17歳	合計
代替養育を必要とする子ども数	20	50	187	257
(内訳) 里親・ファミリーホーム	15	38	61	114
乳児院・児童養護施設	5	12	126	143

参考 乳児院1箇所・児童養護施設4箇所の受け皿（確保数） 230人程度

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1 小規模かつ地域分散化した施設数	乳児院1箇所、児童養護施設4箇所の内、各施設で小規模かつ地域分散化している箇所数 小規模GC（分園型含む） 10箇所 地域小規模 1箇所	小規模GC（分園型含む）及び地域小規模を左記の追加で2～3箇所
2 小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数	上記施設の入所児童数の内、小規模GC（分園型含む）及び地域小規模で生活している児童数約65人	上記の追加人数として、約15人
3 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数	家庭支援専門相談員 2施設 心理療法担当職員 3施設 自立支援担当職員等 1施設	家庭支援専門相談員 5施設 心理療法担当職員 5施設 自立支援担当職員等 4施設
4 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配職員数	家庭支援専門相談員 2人 心理療法担当職員 3人 自立支援担当職員等 1人	家庭支援専門相談員 5人 心理療法担当職員 5人 自立支援担当職員等 4人
5 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施設数	なし	ニーズ及び実施施設の状況を見て検討
6 一時保護専用施設の整備施設数	なし	2施設
7 児童家庭支援センターの設置施設数	1箇所	1箇所
8 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施設数	里親センター設置なし 子ども相談所を中心とした里親養育包括支援体制が1箇所	ニーズを踏まえて計画期間中に検討
9 妊産婦等生活援助事業の実施設数	なし	妊産婦等生活援助事業の実施設については、ニーズを踏まえて計画期間中に検討
10 市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	子育て短期支援事業について、乳児院2箇所、児童養護施設4箇所、母子生活支援施設1箇所	左記以外の家庭支援事業の実施設については、ニーズを踏まえて計画期間中に検討

■資源の整備・取組方針等

- 市内児童養護施設等の受け皿については、里親・ファミリーホームによる養育体制が確立するまでの間、代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることをないよう、十分確保することに留意する。
- 現状として、小規模化等が進んでいないが職員の確保や育成が十分でない中、拙速に進めると子どもの養育環境の悪化が見込まれるため、各施設の職員体制が安定したことを本市として確認できたくうえで、協議を進める。
- これまで通り、市内児童養護施設等と情報交換を行いながら、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に関して前向きな検討を行う。
- 児童自立支援施設については、大阪府修徳学院内に堺市の寮舎として令和6年3月に2寮（男女各10名定員）の建設が完了し、令和6年4月に既存の寮舎と合わせて運営が始まっている。引き続き事務委託を継続して子どもの支援を行う。
- 社会生活の適応が困難となった子どもについて、専門的なケアを行う機能を確保する方策について検討する。
- 母子生活支援施設については、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、妊産婦等生活援助事業等の実施の検討を行う。

■年度ごとの定量的な整備目標

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 小規模かつ地域分散化した施設数	乳児院1箇所、児童養護施設4箇所の内 小規模GC（分園型含む）及び地域小規模を令和11年度までに、 現状から追加で2～3箇所設置				
2 小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数	上記の追加人数として、令和11年度までに15人				
3 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法師担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数	令和11年度までに市内5施設（乳児院1、児童養護施設4）において、 家庭支援専門相談員5施設 心理療法師担当職員5施設 自立支援担当職員等4施設（乳児院対象外）				
4 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法師担当職員、自立支援担当職員等）の加配職員数	令和11年度までに市内5施設（乳児院1、児童養護施設4）において、 家庭支援専門相談員5人 心理療法師担当職員5人 自立支援担当職員等4人（乳児院以外）				
5 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施設数	ニーズを踏まえて検討				
6 一時保護専用施設の整備施設数	—	—	—	—	2施設
7 児童家庭支援センターの設置施設数	1	1	1	1	1
8 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施設数	ニーズを踏まえて検討				
9 妊産婦等生活支援事業の実施設数	ニーズを踏まえて検討				
10 市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	子育て短期支援事業7施設	子育て短期支援事業7施設	子育て短期支援事業7施設	子育て短期支援事業7施設	子育て短期支援事業7施設
	ニーズを踏まえて検討				

■評価のための指標

評価指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	小規模かつ地域分散化された施設数	乳児院1箇所、児童養護施設4箇所の内 小規模GC（分園型含む）及び地域小規模を令和11年度までに、 現状から追加で2～3箇所設置					
2	小規模かつ地域分散化された施設の入所児童数	上記の追加人数として、令和11年度までに15人					
3	養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数	令和11年度までに市内5施設（乳児院1、児童養護施設4）において、 家庭支援専門相談員5施設 心理療法担当職員5施設 自立支援担当職員等4施設（乳児院対象外）					
4	養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配職員数	令和11年度までに市内5施設（乳児院1、児童養護施設4）において、 家庭支援専門相談員5人 心理療法担当職員5人 自立支援担当職員等4人（乳児院以外）					
5	養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	ニーズを踏まえて検討					
6	一時保護専用施設の整備施設数	—	—	—	—	—	2
7	児童家庭支援センターの設置施設数	1	1	1	1	1	1
8	里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数	ニーズを踏まえて検討					
9	妊産婦等生活支援事業の実施施設数	ニーズを踏まえて検討					
10	市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	子育て短期支援事業7施設	子育て短期支援事業7施設	子育て短期支援事業7施設	子育て短期支援事業7施設	子育て短期支援事業7施設	子育て短期支援事業7施設
		ニーズを踏まえて検討					

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実態把握

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

記載事項	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み	約90人	約90人	約90人	約90人	約90人

■資源の整備・取組方針等

社会的養護経験者等の実態を把握し必要な援助を実施することが、児童福祉法で行わなければならない業務として位置付けられた。これまでも市内児童養護施設と連携して様々な対応を行っているが、更にニーズに対して適切な支援が実施されているかを情報収集し、制度・支援のあり方を検証する。

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

資源等に関する地域の現状

■資源の必要量等（整備すべき見込量）

資源	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量等
1 児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数)	Ⅰ型 1個所定員6人 Ⅱ型 なし Ⅲ型 なし ※令和6年4月現在	Ⅰ型 1個所定員6人 Ⅱ型 4個所 Ⅲ型 随時
2 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1個所	1個所
3 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備	なし	現行取組を踏まえて検討

■資源の整備・取組方針等

○児童自立生活援助事業については、自立援助ホーム、児童養護施設、里親において自立支援が受けられるよう、子どもが置かれている状況や意向を踏まえた上で支援を行う。

○社会的養護自立支援拠点事業については、社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため大阪府・大阪市と連携して事業を実施する。また、児童家庭支援センター等を活用し社会的養護経験者等の支援を行う。

○社会的養護自立支援協議会の設置を含めた支援体制の整備については、児童養護施設等と連携して実施している施設退所者に対する支援を踏まえ適宜修正等を行いながら支援体制を整備する。

■年度ごとの定量的な整備目標

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数)	Ⅰ型 1個所(定員6人) Ⅱ型 4個所 Ⅲ型 随時				
2 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1	1	1	1	1

■評価のための指標

評価指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数)	10	10	10	10	10	10
2 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1	1	1	1	1	1
3 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備状況	—	—	—	—	—	—